

危機管理に関するマニュアル

(事故対応、防災関係、外部不審者対応等)

I 日常の活動

安全対策・安全管理は、危機を未然に防止することが基本

- 施設・設備の把握や日常的な整備・改善とともに、火災や地震対策に加えて不審者侵入等、新たな視点での施設・設備の確認及び整備・点検を行います。
- 災害は忘れた頃に起こるという教訓に基づき、継続的な安全体制を維持するためには、全教職員による定期的な点検活動を行います。
- 集団生活をしている園の実態をふまえ、組織的な危機管理を確立するために、子どもへの安全教育と教職員による定期的な訓練を実施します。
- 保護者・地域・関係諸機関と連携を図った危機管理の協力体制を確立し、地域社会全体で子どもの命を守る機運を高めます。

1 防犯設備・非常用通報装置の確認

不審者侵入の抑止策としてコードレス電話機また防犯ブザーや非常通報体制等の緊急時に有効活用するために、故障がないかどうかの定期点検やいつでも操作できるようにするための使用訓練を行います。

2 死角場所・施錠等の確認

幼稚園は、保護者の出入りや地域開放により利用形態も複雑になっています。また、地震や火災の発生に伴う幼児の避難経路の確保も図る必要があります。園ではそれらを総合的に勘案し、防犯・防災の両視点から構造上の課題を認識するとともに、日常的な点検活動を行います。

平面図



3 日々の安全点検

朝は、日直や用務主事、帰りは日直(16時30分ごろ)が見回りを行う。保育中でも危険な箇所や壊れた物や見つけたりした場合は速やかに園長に報告し、早急に撤去・修理などの対応をする。また、台風や積雪、低気圧通過等事前に予想される場合は、物が飛んだり壊れたりしないよう対策をとったり、翌日は幼児が登園する前に教職員全員での見回り・点検を行ったりする。

長期休業中の時は、日直が朝、帰りに見回りを行い、日誌に記録をする。

その他 下記の内容について各自把握しておく。

○消火器の位置、扱い方を知っておく。

*消火器がある場所： 職員室、ホール、北側廊下、南側廊下、機械室

○煙探知機について認識しておく。

○廊下や出入り口は避難経路として使用できるように確保しておく。

○落下危険物がないか、確認、点検しておく。

○発火の危険があるものの扱いと保管に注意する。

4 毎月の安全点検

月の初めの日(できない時は、近日中)に、園内、園庭、固定遊具等の点検を行う。不備や異常、修理が必要な箇所については園長に報告し早急に対応をする。

固定遊具で安全に遊ぶための約束は、幼児だけでなく保護者にも周知する。

5 安全総点検(年に3回)

春休み明け、夏休み明け、冬休み明けの3回、点検表を元に、園内、園庭、固定遊具等の総点検を教職員全員で行い、不備や異常、修理が必要な箇所については園長に報告し早急に対応をする。

6 保護者、地域、関係諸機関との連携

日頃より、保護者・地域・関係諸機関との連携を図り、不審者情報の早期収集や危機意識の涵養、緊急事態発生時の協力を築いておく。

<保護者・地域との連携>

- ・ 日頃より、保護者や地域との連携を図り、協力を呼びかける。
- ・ 日常不審者情報の提供を依頼する。
- ・ 保護者の安全対策や危機意識を涵養するため、警察署や消防署と連携する。

II 幼児への指導

1 幼児指導の充実

幼稚園では、発達段階に応じた安全指導の徹底に務める。園内の不審者だけを想定するのではなく、園外での不審者を想定した計画的な指導を行う。

なお、幼児指導とともに教職員自身が安全確保について、十分な自覚をもって職務を遂行する。子どもたちの安全は、自分たちで守るという気概で取り組んでいく。

<子どもに指導しておく事項>

- ・ 不審者を見たら、すぐ知らせる。
- ・ 知らない人には、絶対について行かない。
- ・ 知らない人から、物をもらわない。
- ・ 園外保育時の危険個所等を知らせ、安全にかかわる事前指導を徹底する。

<幼稚園に不審者が侵入した時の対処のしかた>

- ・ すぐに先生や近くの大人に知らせる。
- ・ 不審者に声をかけたりしないで逃げる。
- ・ 追いかけてきたりしたら、大声を出して走って逃げる。
- ・ 先生や大人の指示に従う。

<教職員としての自覚・体制>

- ・ 子どもたちは自分で守るという気概をもつ。
- ・ 危機管理意識を常にもち、日常の活動の中で周囲の状況の変化に反応できるよう、意識する。
- ・ 事故発生時に「誰が、何を、どのように」するのか、氏名をあげて体制を整えておく。
- ・ 安全確保のために、保護者の協力を求める場合は、補助としての役割を明確にするとともに、事前の打ち合わせを十分に行う。
- ・ 園舎の死角等に日頃から気を配る。

2 避難訓練（不審者侵入）の実施

火災や地震発生時を想定した避難訓練とともに、不審者侵入を想定した避難訓練を実施する。

想定	園長	主任	5歳児担任	4歳児担任	3歳児担任	主事
不審者侵入 ↓ ・玄関方向に進む。	110番に連絡。	・合言葉 [REDACTED]で職員に知らせる。 ・不審者に対応し、さす股など使って侵入を防御。	・園庭にて不審者を発見。 ・室内にいる教師に不審者侵入を報告。 ・幼児を遊戯室に避難させる。 ・ドアの鍵を掛ける。	・幼児を遊戯室に誘導する。	・幼児を遊戯室に誘導する。 ・逃げ遅れた幼児の安全確保。	・主任と力を合わせて侵入を防ぐ。
↓ ・主任と主事が室内侵入を防御。	・幼児が全員避難したこと確認し、主任主事にその旨を伝達。		幼児が落ち着いたら1名、不審者対応の応援に行く。			

- 不審者を侵入させないことが大切。不審者のように見えた場合、園内に入ろうとした時点で 110 番通報する。
- 不審者侵入を職員に知らせる時は、暗号や予め決めてある言葉を使う。「ハイキング」
- 園児の避難を優先する。教職員が前後について避難する。
- 園児には、不審物を想定しての訓練を行うが、不審者でも同様の行動をとることを知らせる。

3 不審者対応マニュアル

【基本的流れ】

- ① 不審者と思われる人物
 - ・ 教職員が不審者と判断したら、すぐ声をかけるとともに園内に侵入させないために話し掛ける。
- ② 園内の他の教職員と連携するために、「[REDACTED]」と伝える。
それと同時に、110 番で警察に通報する。
⇒通報した職員はその場で待機し、折り返しの電話の対応をする。
⇒その時には、今の状況をしっかりと伝える。
⇒幼児を避難誘導する。
⇒連絡を受けた職員は、不審者に対応できる装備をして他の職員と連携しながら対応する。
⇒装備 長い棒のようなもの・・・さすまた、箒やモップ、消火器、防犯スプレーなど
- ③ 不審者を場所移動させない
 - ・ 不審者をその場所から警察が来るまで他の場所に移動しないように対応する。
 - ・ 不審者は初めの内は興奮しているので、なるべく不審者を刺激しないように行動する。
- ④ 警察が来たら警察にまかせる。

【注意事項】

- ① 不審者だと思われる人物が来たら、まず声をかけ確認する。
- ② 不審者がどのような目的で侵入してくるかわからないので、気分が高ぶっていると思われるときは、絶対に気分を刺激しない。「何の用ですか」「今日は天気がいいですね」などと、気を他の方向に引かせる言葉で対応する。
- ③ 不審者が凶器で攻撃してきた場合、必ず距離を取るようにする。
最低でも 3 メートル以上は距離を取る。
- ④ 110 番してから、警察が来るまでは約 7 分間。その 7 分間を考えて行動する。
幼児の安全と自分自身の安全を考える。

4 園外保育時の安全確保

- ・ 危険個所の確認と引率者の分担を確認し、安全を確保するための指導体制、連絡体制をとる。
- ・ 活動中の幼児を掌握できるように配慮するとともに、人数等を適宜把握し、必要に応じて安全のための指導を行う。
- ・ 事故発生に備え、携帯電話や緊急連絡網、救急箱を所持する。
- ・ 安全に行動できたかどうか、幼児に自己評価させるなど、安全に活動できるようにすることの大切さを指導する。
- ・ 実施した計画を総括的に評価し、指導体制・連絡体制の問題点、危険個所などについての情報を含めて、次年度の指導に生かすための記録を作成する。

○用務は

- ・ 事故発見、または通報を受けた場合、直ちに不審者への対応を臨機に行う。
- ・ 口答で、用件を聞き、対応する。(挑発的にならないように)
- ・ 防犯グッズや手近にある物を使い防御する。さすまた、椅子、など
- ・ 担任、主任、園長に暗号『ハイキング』で通報する
- ・ 子どもの防護、避難の状況を把握し、逃げ遅れた子どもがいるか確認する。

○担任は

- ・子どもの安全確保を第一に行う。
 - ・正当な理由なく入って来る、退去を求めても退去しない場合 暗号『**[REDACTED]**』と大声で言い、他の教員に知らせる。
 - ・子どもを防護し避難誘導する。
- 各階でなるべく不審者から遠く、すばやく誘導できる保育室へ避難する。カーテンを閉め、鍵をかける。中からバリケードを築き、不審者の侵入を阻止する。状況に応じて非常口から避難させる。

5 火災発生時

【消火作業基本要項】

- 1 火災発見者は、大声で「火事だ！〇〇が火事だ！」と叫び、火災発生を知らせる。
- 2 主任は、緊急放送で全園児と教職員に出火場所と避難場所を指示する。職員室が出火場所の場合は、口頭やメガホンで伝える。用務も口頭で、各学級に伝える。
館内放送も使用する。

その後、主任は119番通報をする。

*避難経路により非難する。

- 3 消火できそうな小発火は、用務主事が消火器を使い、消火にあたる。

学級担任は、幼児の掌握にあたる。

【基本行動】

- 1 火災発生の通報を聞く・・・・・・大声、鐘、ベル、非常放送、メガホン、声
★ 幼児には、やっていることを止めて放送の指示を聞かせる
- 2 担任は、避難の要領を指示する。

ハンカチで口を押さえるようにさせる。
「お・か・し・も」の約束を確認する。

*お：押さない か：かけない し：しゃべらない も：もどらない

出火場所の確認と避難路を指示する。

火災発生時 職員の避難要項

- ① 幼児には、やっていることを止めさせ、放送（笛や言葉）の指示を聞くようにさせる。
- ② ハンカチで口を押さえる。
- ③ 使用中の火気、ガスを止める。電気を消す。
- ④ 窓扉を閉める。
- ⑤ 速やかに避難開始。

*確認、見回り・・・用務主事

- ⑤ 避難場所での整列、人数確認。 → 報告
『○組 在籍○名 欠席○名 ○名避難しました。異常ありません』

◎持ち物 園長：メガホン、携帯電話、災害時用リュック

◎避難場所 第1次避難場所・・園庭

6 地震発生時

【基本行動】

1 地震発生と同時に『避難行動』をとらせ、放送に注意をさせる。

『避難行動』・・○保育室にいる幼児：机の下に避難し、両手で机の脚をつかむ。

机が無い場合、室内の安全な場所で頭を両手、両腕で覆い、低い姿勢をとらせる。

○廊下にいる幼児：近くの保育室に入り、上記のようにする。

○ホールにいる幼児：中央に集まり、頭を両手、両腕で覆い、低い姿勢をとらせる。

○園庭にいる幼児：中央に集まり、頭を両手、両腕で覆い低い姿勢をとらせる。

*非常放送で避難の要領を知らせる。近くにいる教職員の指示を聞くようにする。

地震発生時 職員の避難要項

- ① 幼児には、やっていることを止めさせ、放送（笛や言葉）の指示を聞くようにさせる。
- ② 幼児を机の下に入るようとする。園庭は中央に集まり頭を守るようにする。
- ③ 幼児の人数を把握。
- ④ 窓や扉を開け、避難路を確保する。（使用中の火気、ガスを止める。電気を消す）
- ⑤ 揺れがおさまったら、所定の場所へ避難開始。
*確認、見回り・・・用務
- ⑥ 避難場所での整列、人数確認。 → 報告
『○組 在籍○名 出席○名欠席○名 異常ありません』

◎持ち物 避難場所は、火災と同じ

【震度5以上の揺れの場合】

・安全を確認しながら待機・・保護者は、安全に迎えに来られる人のみ迎えに来る。
幼児は保護者の迎えがくるまで幼稚園で待機。

・パソコン、「メール」を配信する・・園長
この作業に取り組む過程で幼児が不安にならないように、学年、全体で幼児を把握する。
*幼稚園にはり紙をし、迎えに来た保護者等に知らせる。

◎持ち物：職員室から：ラジオ、園名旗、懐中電灯、メガホン、救急薬品
園児名簿 出欠表、水（紙コップ） バスタオル、
ティッシュペーパー、

7 事故発生時の対応

1 園外活動中

- ・園外に出る場合は、担任が引率する。
- ・人数確認は各担任毎に、園出発時、乗り物乗車時、現地到着時、現地での集合時（弁当など）毎、現地出発時、園到着時におこなう。
- ・担任は、救急用品等を確認する。
- ・事前の実地踏査に加え、到着した時点で先に着いた者が周りを確認する。異常があればすぐ後続の者に伝え、副園長と共に対策を考える。必要があれば、園を出る直前に現地の状況を電話等で確認する。（園外では担任一人一人の危機管理意識をもって行動する）

(例)　・不審者の有無　・トイレの中の状態（汚れ、不審者が潜んでいる等）
　・蜂や紐につながっていない犬などの有無　・他団体の使用状況　・樹木の伐採や芝の手入れ等の整備者がいる等

- ・目的地までの移動中、先頭及び最後尾を引率する者は、全体の動きを把握し速度等に配慮して行動する。中間を引率する者は、他の教員との連携を密にして、特に道路を横断する際に声を掛け合つて次の者とのつなぎをしっかりと行う。
- ・道路の横断は、1つ又は2つ程度の集団で行う。先頭の者は横断歩道の手前に立ち、後続の集団が揃うまで待つ。道路の横断時は、信号の有無にかかわらず、教員が道路の中央に立ち、車の右折・左折に最大限の注意を払って幼児を横断させる。幼児は決して走らせず、「走らず急ぎ足」を徹底する。
- ・公園など広い場所では、弁当等への不審物の混入やカラスのいたずらに注意を払う。
- ・目的地では、その場所に応じた遊びの約束を園児・職員で共通理解する。到着後に担当者が話をする。

(例)・遊ぶ範囲（遊んでよいところ、行ってはいけないところ）

- ・トイレには、子どもだけでは行かない。
- ・一人で友達や先生が見えないところへ行かない。
- ・知らない人について行かない。声をかけられたり、手を引かれたりして困った時は、大きな声で「助けて」という。
- ・蜂、犬などに気を付けむやみに触ったり追いかけたりしない。
- ・目的地によっては、そこでのマナーも伝える。
- ・計画案に変更が生じた場合（渋滞等で、園への戻りの時刻が遅れる場合等）は、その時点で幼稚園に連絡を入れる。
- ・全員が笛を持ち、いざという時に危険を周知できるようにする。

散策中などに不審者に出会ったら

- ・他の教師に知らせる。（携帯等で、さり気なく速やかに）
- ・不審者から幼児を離し、他へ移動する。
- ・危険を感じたら、大きな声で他に助けや応援を求める。
- ・幼児を集合させ、役割分担して、幼稚園、警察へ連絡する。
- ・幼児が不安にならないように配慮しながら、速やかに幼稚園へ戻る。

園児が大きな怪我をしたら

- ・当該児の怪我の応急処置をする。
- ・怪我をした状況、場所、時間を把握し、幼稚園へ連絡をする。
- ・担任が怪我をした幼児に付き添い、病院へ行く。
- ・当該幼児の怪我にかかわりのある幼児がいる場合は、担任（その場にいた教員）が、その幼児からも丁寧に聞き取りをする。
- ・他の幼児を集合させ、安全を確認する。
- ・状況次第で、幼児が不安にならないように配慮しながら、幼稚園に戻る。

※近くの病院を場所も含め調べておく。

8種々な事故【怪我】

第1次対応

- (1) 事故が発生した場合、担任は直ちに園長、主任に連絡する。
- (2) 事故に応じた救急措置をとり、他の幼児を掌握して、落ち着かせる。
- (3) 園長・主任は、事故の措置をし、他の教諭に連絡し、指示する。

救急車を必要とする事故の場合

- (1) 主任は、
 - ・園長の指示に従い、救急車を要請する。（園長不在の場合は、担任と相談し、首から上の場合は躊躇せず要請する、またはすぐ園長に連絡する。）
 - ・担任にも知らせ、園長不在の場合は職員室に一人応援できる教諭を置く。
要請はできるだけ簡潔に「状況、生命の危険（呼吸困難など）、幼稚園名、住所、幼稚園の目当てなどを伝える。
 - ・用務主事は、救急車の誘導を行う。
 - ・事故発生の家庭に連絡し、怪我の様子や病院を知らせ、保険証を持参してもらう。
 - ・事故が大きい場合、幼児の状況や幼稚園の対応などを時間の経過（分刻み）と共にもれなく記録する。
 - ・救急車に同乗する。

- (2) 担任は、
 - ・事故学級の事後処理と学級の指導体制を合同にして幼児の安全確保をする。
 - ・学級の指導にあたるか、救急車に同乗する。

(3) 全職員は、

- ・たとえ事故に不可抗力があっても、その点は絶対に口にせず、終始変わらぬ誠実な態度で事にあたる。
- ・緊急職員会議を開き、その対策を園長より指示を受け、外部との窓口を一本化する。

救急車を必要としない事故の場合

(1) 主任は、

- ・家庭に連絡し(担任の場合もあり)、行きつけの病院があれば指示を受け、保護者の来園を待つ。また、病院に連絡をとり、怪我の状況を伝えて受診できるかを確認する。タクシーを手配して病院に連れて行く。保護者の来園が遅くなる場合は直接病院に来てもらうようにする。
 - ・保護者に連絡がつかない場合は、園長の判断で決定する。
-
- ・保護者に日本スポーツ振興センターを利用するかどうかを確認して、説明書を渡す。
 - ・利用する場合は、「医療等の状況」の書式を渡し(月に1枚必要)医療機関で記入してもらう。月をまたいで受診する場合は、保護者に様式を渡す。
 - ・保護者に引き渡した後も、電話等でその後の様子を聞くなど、家庭との連携を密にする。
 - ・必要に応じて、園長と相談の上、家庭を訪問、見舞いをする。
 - ・外部からの問い合わせは、園長の指示により窓口を一本化する。
 - ・事故措置の不備で被害を大きくしてはならない。全職員が一致協力して、誠意をもって適切な対応を行う。

9 熱中症

スポーツ活動の時に熱中症になることが多いが、それほど気温が高くない日(25~30°C)でも湿度が高い場合は発生することがあるので注意が必要。

体調が悪い時は無理に運動しない、梅雨明けなど急に暑くなったりした時は要注意。保育室の気温、湿度をこまめにチェックし、エアコンや扇風機をうまく使いながら過ごすようにする。

水分補給を必ず行い、休息をとるようにする。

けいれん、ふらつき、めまい、吐き気などの症状がある場合で、意識を失っている場合はすぐに救急車を要請する。同時に応急手当を行う。意識がある場合は、涼しい場所に避難させ衣服をゆるめ体を冷却して水分補給をする。意識がある場合でも状況に応じて救急車を呼ぶ。

10 気象災害への対応

大雨・台風・大雪など登降園時に危険が予測される場合、臨時休業や、登園・降園時刻の変更、保護者への引き渡し、幼稚園に待機する等の措置をする。順次発表される気象情報に対し、状況に即した対応をする。

11 弹道ミサイル発射にかかる対応

Jアラートを通じて緊急情報が発信され際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要。

弾道ミサイル発射情報・避難の呼びかけがあった場合

情報★日本に落下する可能性がある ⇒ 追加情報があるまで屋内避難を継続

【園庭にいる場合】

- ・室内に入り、窓から離れて床に伏せて頭部を守る。

【室内にいる場合】

- ・できるだけ窓から離れるために廊下に出て、床に伏せ頭部を守る。

情報★ミサイル通過情報 ⇒ 屋内避難は解除

不審なものを発見した場合には、近寄らず、直ちに警察。

情報★落下場所等の情報 ⇒ 消防に連絡する。

○避難場所に待機し、安全が確認されるまで待機する。

○爆破予告などの犯罪予告があった場合は、ラジオの利用や警察等関係諸機関の指示の下、教育委員会と連携して対応したり、園長が判断したりする。

○幼稚園では、不審な物がないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるように、日頃から園の環境を整備し、薬品等の管理を徹底するとともに、安全点検等を月に1回は実施する。

15 感染症対策について

○日常の健康管理

- ①登園時の幼児の様子の確認
- ②保育中の幼児の様子の変化の観察
- ③幼稚園全体の体調不良児・欠席児の情報の集約(人数や欠席理由等)し記録と教職員での情報共有。
- ④体調や様子の確認や園長や主任、他の学級担任等への連絡
⇒ 職員室での検温や体調観察、保護者への連絡。
⇒ 降園後、保護者へ連絡を取り、受診を促し、その後症状の変化等の確認 ⇒ 園長への報告
⇒ 感染症(出席停止)と分かった時は、翌日掲示を出して他の保護者に注意を促す。
- ⑤出席停止の幼児が登園した時は、決められた日数の経過や医師の判断等の確認。登園連絡票を提出の確認。
- ⑥教職員や実習生の健康状態の確認

○園内での主な感染経路

- ①飛沫感染
咳やくしゃみなど、会話中の飛ぶ飛沫で感染する。2メートル離れることで感染を防げる。
- ②経口感染
病原菌のついた食べ物や水を口にすることで感染する。
- ③空気感染
空气中に放出された浮遊する病原体を吸いこむことで感染。同じ空間にいることで、感染。

④接触感染

握手やハグ、物を介して感染する。タオルの共有、プールの水な間接的な接触でうつる。

○予防のポイント

- ①感染源(細菌・ウイルス等を持つ人や物、食品、患者)
 - ②感染経路(細菌・ウイルスなどを体内に運ぶ経路)
 - ③感受性のある人(感染を受ける可能性のある人)
- 以上3つを絶つ

○感染性のあるもの

血液、体液、分泌液(痰・唾液・鼻水・目やに・母乳)、排泄物(便・尿・吐物)、傷や湿疹等がある皮膚(口・鼻の中・肛門・陰部)

○手洗いや標準予防策

- ①幼児への手洗いの指導・個人タオルの使用
- ②幼児や教職員に咳の症状があるときは、マスクの着用を促す
- ③感染の可能性のあるものに触れた後や手袋を外した後 ⇒ 手洗い
- ④感染の可能性のあるものに触れる時や便・嘔吐物の処理時 ⇒ 使い捨て手袋
- ⑤便や嘔吐物等が飛び散り、鼻、口を汚染しそうな時や園児に咳、くしゃみ等の症状がある時 ⇒ リスク

○環境整備

- ①手洗い場やトイレに石鹼が整備されている。
- ②階段の手すりや、蛇口の消毒
- ③感染症予防・発生時対応のための物品の準備
使い捨て手袋・マスク・エプロン・ふき取り用の布(ペーパータオル、新聞紙など)
塩素系消毒剤・専用バケツ・フェイスシールド
- ④遠足の際に、バスに嘔吐物処理の物品を持参

○研修

- ①研修内容の共有
- ②冬季胃腸炎が流行する時期に、嘔吐物の処理方法を職員間で共有

○感染が発生したとき

感染拡大防止のために以下の対策をとる。

- ①発生状況の把握
 - ・症状の確認 下痢 嘔吐 発熱 その他の症状について
 - ・園全体の状況把握 日時 学級 保育室別の発生状況の把握
 - ・受診状況、診断名 検査結果の確認
 - ・普段の有症者数(下痢 嘔吐 発熱等)と比較する
- ②感染拡大の防止
 - ・教職員への周知 園長から発生状況の周知
 - ・手洗い 排泄物 嘔吐物の処理方法の徹底
 - ・消毒の頻度を増やすなど、園内消毒
- ③関係諸機関への連絡
 - ・園医への連絡 重篤化を防ぐため指示を受ける。
 - ・保護者への連絡 発生状況の説明 健康調査や二次感染予防について協力依頼
 - ・保健所や子ども政策課へ連絡し対応についての指示を受ける。

保健所に連絡すべき場合(学校保健安全法施行令第5条)

法第19条の規定による出席停止が行われた場合

第1種 急性灰白隨炎・ジフテリア・鳥インフルエンザ・新型インフルエンザ等感染症等

第2種 インフルエンザ・百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎・風疹・水痘・咽頭結膜熱・結核

第3種 コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎

急性出血性結膜炎・その他の伝染病

法第20条の規定による学校の休業を行った場合

嘔吐物処理について

- ・使い捨て手袋、マスク、ガウン(エプロン)の着用
- ・処理時は換気をする。
- ・嘔吐物を処理する教職員と、園児が吐物に触れないように園児を担当する教職員が役割分担する。
- ・床が汚染した場合は、吐物を取り除いたあと、広範囲(半径2メートル程度)に消毒する
- ・嘔吐物が付着した可能性がある食器類は、調理室に戻す前に次亜塩素酸ナトリウム0.1%で10分以上消毒する。

排泄物のケアや処理について

- ・汚れた衣類等を交換する際の必要物品(使い捨て手袋、ガウン、お尻拭きの布、消毒薬、ビニール袋)
- ・汚れた衣類等を交換する際は、使い捨て手袋を着用する。
- ・汚れた衣類等はビニール袋等に密閉して運ぶ。
- ・汚れた衣類を消毒する際は、汚物を取り除いたあと消毒する。
- ・汚物処理や関連物品の保管は、医薬品の保管場所、食事場所以外で行う。

☆次亜塩素酸ナトリウム(市販の漂白剤・塩素濃度5%)

便や吐物が付着した床等・衣類の浸け置き 0.1%

【500mlペットボトル1本の水に10ml(ペットボトルのキャップに2杯)】

トイレの便座やドアノブ、手すり、床など 0.02%

【500mlペットボトル1本の水に2ml(ペットボトルのキャップに半杯)】

☆消毒する場所

【幼稚園全般】

- ・ドア、窓等のノブ・取っ手・てすり・照明などのスイッチ・エレベータやインターホンのボタン
- ・水道の蛇口・流水レバー・シャワーのヘッド
- ・モップ等の掃除用具

【保育室】

- ・遊具・ロッカー・水道まわり・机・イス

【トイレ】

- ・ドア・洗面台・便座の蓋・便座・水洗流水レバー・壁・床

【職員室等】

- ・キャビネットや金庫の取っ手・机・電話・パソコン・マウス・水道

【玄関】

- ・サポート保育関係のもの・スリッパ

【休憩室・更衣室・会議室・相談室】

- ・机、椅子・流し



R3.9.1